

個人番号提供事務に関するお願いについて

企業年金連合会に個人番号提供事務を委託して個人番号を取得することを考えておられる企業年金におかれましては、以下の点を参考に前倒しでのスケジュール検討をお願いいたします。

1. 個人番号取得にかかるスケジュールについて

個人番号提供事務を利用して個人番号を取得する場合、事前契約⇒仮照会⇒本人同定作業⇒本照会（個人番号確認）という事務手順を踏むこととなります。そのため、標準的なケースの場合、契約開始から本照会の回答（個人番号の提供）までには概ね6ヶ月程度を要することとなります。

(例)	契約月	1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後	4ヵ月後	5ヵ月後
企業年金	契約	仮照会依頼	回答※	本人同定 作業※※	本照会依頼	回答
連合会		↓ 受付	↑		↓ 受付	↑

※回答が得られない者や同定ができない者は、他の方法による個人番号取得を検討する必要があります。

※※企業年金における本人同定作業に時間がかかった場合、本照会（個人番号確認）の照会依頼に進めないため、個人番号の取得時期が図よりも遅れる場合があります。

2. 留意事項について

仮照会・本照会ともに、照会データに不備があった場合には一旦データを企業年金にお返しし、補正後に再提出していただくこととなります。その場合、当該月に処理が行えず、回答時期が遅れる可能性があります。余裕をもったスケジュールで進められるよう、お願いいたします。

※個人番号提供事務の詳細につきましては、連合会ホームページをご参照ください。

→ <http://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html>